



滑川市指令生第166号

一般廃棄物収集運搬業許可証

富山市二口町一丁目7番13号
クリーン産業株式会社
代表取締役 針田正尚

平成30年1月25日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可します。

平成30年3月9日

滑川市長 上田昌



事業の範囲	取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物の可燃物 (紙くず、木くず、繊維くず、生ごみ)
	収集又は運搬の別	収集及び運搬
事業の区域	滑川市内全域	
許可の有効期限	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで	
許可の条件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 一般廃棄物の処分にあたっては、富山地区広域圏クリーンセンターへの搬入又は富山県が設置許可した処理施設において、資源化すること。 (2) 申請書の記載事項に変更があった場合には、速やかに市長に報告すること。 (3) 許可証は他に譲渡し、又は貸与してはならない。 (4) 一般廃棄物が飛散及び流出しないようにすること。 (5) 業務を休止、又は廃止しようとするときは、その15日前までに市長に届け出ること。 (6) 事業範囲は、事業計画の概要に記載された範囲とする。 (7) 毎月の収集量を翌月の10日までに市長に報告すること。なお、必要に応じて計量証(写)の提出を求められることがある。 (8) 関係法令及び市条例に違反したとき、又は前各号の許可条件に違反したときは、この許可を取り消すことがある。 	